

各種法規等に基づく試験

(1) 水道法に基づく水質基準に関する試験

「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)に基づく水質基準に関する試験については、個別に別途お見積もりを致しますので事前にご相談ください。

(2) 食品衛生法に基づく食品添加物に関する試験

| No. | 試験項目 | 内容 |
|--|---------------|----|
| 以下の項目は「食品、添加物等の規格基準」(厚生省告示第370号)に基づいて試験を行います。以下の項目外についても事前にご相談下さい。 | | |
| 6610 | 試料調整(水抽出) | |
| 6620 | 試料調整(酸抽出) | |
| 6650 | 過マンガン酸カリウム消費量 | |
| 6660 | 重金属 | |
| 6670 | 蒸発残留物 | |

(3) 産業廃棄物に含まれる有害物に関する試験

| No. | 試験項目 | 内容 |
|---|--------------|----|
| 以下の項目は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境省告示第13号)に基づいて試験を行います。以下の項目外についても事前にご相談下さい。 | | |
| 6710 | 試料粉碎 | |
| 6720 | 検液調整 | |
| 6730 | カドミウム又はその化合物 | |
| 6740 | 鉛又はその化合物 | |
| 6760 | 六価クロム化合物 | |

(4) 日本水道協会の鋼管用塗料に関する溶出試験及び浸出試験

日本水道協会の鋼管用塗料に関する溶出試験及び浸出試験については、個別に別途お見積もり致しますので、事前にご相談下さい。
この試験は、①日本水道協会規格、②JIS S 3200-7及び③厚生省令第15号第1条第17号ハの規定に基づく「資機材等の材質に関する試験」に基づいて行います。

(5) 排水に関する試験

| No. | 試験項目 | 内容 |
|--|-------|----|
| 以下の項目は「排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号)に基づいて試験を行います。以下の項目外についても事前にご相談下さい。 | | |
| 7210 | pH | |
| 7220 | SS | |
| 7320 | カドミウム | |
| 7330 | 鉛 | |
| 7350 | 全クロム | |
| 7360 | 六価クロム | |